

平成30年度 財政援助団体等監査（1）監査結果措置状況

＜公益財団法人神戸市民文化振興財団＞

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
(3) 指摘事項 ① 会計に関する事務 ア 会計規程の変更を行うべきもの 公益法人会計基準の貸借対照表では、固定資産に「特定資産」の区分があり、財団の貸借対照表の固定資産にも「特定資産」の区分がある。一方、財団の会計規程では、固定資産は「基本財産」と「その他の固定資産」とするとしており、「特定資産」についての記載がなく、会計規程と貸借対照表の間に齟齬が生じている。 公益法人会計基準に適合させるため、会計規程の変更を行うべきである。 イ 年度区分に応じた会計年度とするべきもの 財団の会計規程では、会計年度は、その原因となる事実の発生した日の属する会計年度とするとしているが、平成30年度に納品・履行された備品や業務に係る経費について平成29年度予算で執行していた事例や、逆に、平成29年度に履行された業務について平成30年度予算を執行していた事例があった。 出納の年度区分は、当該物品を出納した日の属する年度とするべきである。 また、備品を取得した場合は、取得した日を備品管理簿に記載するべきである。 ウ 前渡金を適正に精算するべきもの 前渡金の精算において、財団の会計規程に定められた前渡金管理者の決裁が得られていない事例が複数あった。 前渡金は、会計規程の規定に基づき、適正に精算するべきである。	見解の相違であったが、平成31年4月1日付けの会計規程変更により、「特定資産」の項目を追加する予定。 原因は、事業を1単位として考えるという財団の決裁方式にあると考える。平成29年度から30年度にまたがる支出については、既に平成29年度の決算処理が済んでいるため変更することができないが、1月に行った職員研修において事業単位ではなく、支出年度は履行確認日を基準にすることとの周知を図った。 原因は事務処理のミスである。 不備のある書類については是正を行った。 今後の事務処理に不備が起きぬよう、職員研修を併せて行った。	措置済 措置済 措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
② 契約に関する事務 ア 決裁区分に応じた決裁を受けるべきもの 財団においては、決裁の区分及び手続きに関し、専決規程を定めている。しかしながら、契約締結その他の決議において、必要な決裁が得られていない事例が多数あった。 専決区分に応じた決裁を受けるべきである。 イ 契約等の変更に係る決裁を受けるべきもの 財団の専決規程によると、事案の決定は、文書による決裁により行うこととされている。 しかしながら、財団では、契約内容の変更に關しては、当初契約の決裁文書に変更内容を書き込んだうえ、特に決裁を受けることなく変更契約書を作成し、代表者印を押印しているものが多数あった。 契約内容を変更する場合は、専決規程に基づき、変更案に係る決裁を受けるべきである。	原因は事務処理のミスである。 職員研修において専決区分や、決裁の必要性について再確認を行い、周知是正を図った。 専決区分の誤りについては適宜修正を行った。 原因は、職員の知識不足と決裁者の確認不足にあると考えており、職員研修において決裁の修正方法について再確認を行い、周知是正を図った。今後は決裁者も含め、修正決裁について注意していくことを確認した。 決裁の誤りについては適宜修正を行った。	措置済 措置済
③ 指定管理者協定書に基づいた事務処理をするべきもの ア 市長の承認を得るべきもの 財団が指定管理者となっている指定管理施設の指定管理者協定書では、指定管理者に当該施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させるとし、利用料金は、条例に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て、告示されることとなっているが、財団が市長の承認を得ることなく、利用料金を定めていない設備（ロッカー）の使用を許可し、利用者から他施設に準拠した料金を徴収していた事例があった。 財団は、条例の定め等のない設備の利用に関して料金を徴収する場合に	原因は事務処理のミスであり、抜け落ちである。 利用料金を定めていない設備の使用許可については、平成31年3月中に制度変更の申請を行う予定としている。	措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
は、事前に本市に協議し、市長の承認を得るべきである。 イ 市長の承認内容どおりに処理すべきもの 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額し、若しくは免除することができるが、市長の承認を得た内容と異なる利用料金の免除をしている事例があった。 財団は、減免内容が市長の承認を得た内容と齟齬がないようにするべきである。 ウ 指定管理業務の履行保証に係る処理を行うべきもの 財団は、平成 30 年 4 月より平成 32 年 3 月までの期間において、前期に引き続き区民センター、及び葺合文化センターの指定管理者となっている。 当該指定管理業務に係る財団と本市との協定書は締結されているが、同協定書第 9 条第 1 項の規定による履行保証金（区民センター9,308,160 円、葺合文化センター722,670 円）については、監査日（平成 30 年 10 月 26 日）現在、納付されておらず、本市を被保険者とする保証金相当額の履行保証保険契約も締結されていなかった。 また、平成 30 年 3 月に終了した指定管理期間に係る当該保証金の返還についても、監査日までに行われていなかった。 財団は、指定管理者として、協定内容に基づく適正な対応を取るべきである。 本市所管局は、早々に返金を行い、かつ、必要な納入確認と対応を取るべきである。 エ 業務の一部を第三者に委託又は請け負わせる際に本市の事前承諾を受けるべきもの	原因は事務処理のミスであり、抜け落ちである。 北神区民センターの駐車場の料金設定については、機械のソフトウェアの更新により、現在の料金制度になった徴収方法となるよう設定を行った。（平成 31 年 4 月 1 日より） 協定書第 9 条第 1 項の規定による履行保証金については、財団から市へ平成 31 年 1 月 17 日に履行を行った。 前指定管理期間に係る履行保証金は平成 30 年 12 月 25 日に本市から財団に返還済みである。	措置済 措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
指定管理者協定書では業務の再委託等を制限しており、指定管理者は、指定管理業務の執行にあたり、業務の一部を第三者に委託又は請け負わせる場合は本市の書面による事前承諾を受け、当該契約書の写しその他の資料を本市に提出しなければならないこととされている。 財団は、施設管理運営等の指定管理業務を行い、このうち舞台運営等業務、清掃業務、昇降機保全業務など一部の業務は、それぞれ委託又は請負契約を締結して業者に発注しており、本市に対して一部届け出ている事例もあったが、契約書の写し等の提出は確認できなかった。 また、当該委託又は請負契約に係る事前の本市の承諾がされていないままの事例もあった。 財団は、指定管理者協定書に基づいて適正な事務処理を行うべきである。 また、本市所管局は、協定書に基づき適正に再委託等の手続きを行うよう指定管理者である財団を指導するとともに、再委託等の内容について確認するべきである。	原因は認識の相違であり、必要とする認識が欠如していた。 指定管理者へ業務再委託先届出書及び業務の一部を第三者に委託又は請け負わせる場合の契約書の写しその他資料の提出については、今年度中に市へ申請を行う予定としている。	措置済
オ 仕様以外の方法で業務を行う場合に、事前に市の承認を得るべきもの 仕様書に記載のある作業について、必要がない状況であるとして、本市の承認を得ることなく、当該作業をしていなかった事例があった。 仕様書以外の方法で業務を行う場合は、本市に事前に承認を得るべきである。	原因は認識不足による事務の停滞である。 市への事前承認については、該当部署への周知を図り、今後の対応について協議している。 これまでの不備については現在神戸市の是正指示に従って、後追いにはなるが内容が固まり次第、仕様の変更申請を行う予定としている。	措置済
④ 財産に関する事務 ア 備品管理を適正に行うべきもの (7) 備品の所有者を明確に区分するべ		

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
きもの 財団では、会計規程で固定資産の管理及び物品の出納管理について規定し、それぞれ台帳を作成の上管理することとしている。また、指定管理者は、協定の仕様書に基づき本市に帰属するものは本市の物品会計規則に基づき本市が定める物品管理簿を備えて管理することとしているが、財団が指定管理者となっている施設において、財団所有の備品について、本市の物品管理簿（備品管理簿）に記載していた事例があった。 さらに、指定管理施設で作成された備品管理簿を確認すると、複数の施設において本市と財団の備品が明確に区分されていないものがあった。また、本市の所有か財団の所有か不明なものもあった。 財団は、協定に基づき、本市と財団の区分を明確にし、本市に所属する備品については、物品会計規則に基づき本市が定める物品管理簿で管理を行うべきである。 本市所管局は、適正に備品を管理するよう財団を指導するべきである。	備品の所有についてはその基準について明確にするために神戸市との協議を図るべきものと考えている。 現在、当財団内部での備品登録の確認、台帳とのすり合わせを行っている最中であるが、台帳が固まり次第、市との協議結果を踏まえた所有者の区分け等正しい管理となるよう調整していく方針としている。	措置方針
(イ) 物品管理簿を正しく作成し、本市へ報告するべきもの 財団が指定管理者となっている施設の指定管理者協定書においては、備品等の保守管理について、指定期間内に指定管理者が指定管理料により購入した備品は本市の所有となるほか、指定管理者は、指定管理者が管理する、本市の所有に属する備品については、本市物品会計規則及び関係例規に基づいて、施設の運営に支障をきたさないよう管理等を行い、本市が定める物品管理簿（備品管理簿）を備え、備品の購入及び廃棄等の異動や、破損、不具合が発生した時は、速やかに本市に報告しなければならないこととな	上記回答と同じとなるが、備品の所有についてはその基準について明確にするために改めて神戸市との協議を図るべきものと考えている。 現在、財団内部での備品登録の確認、台帳とのすり合わせを行っている最中であり、そこで事実と異なる登録や廃棄処理等があるものについては適正な処理を行う予定としている。 修繕の取扱いについては今後神戸市と協議する予定であるが、修繕費で購入した備品については、それとわかるよう記載するよう各所に指示を行っている。	措置方針

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
っている。 しかし、財団は備品管理簿を作成していたが、平成 29 年度に購入した備品を確認したところ、下記のとおり一部記載がないもの、購入及び廃棄等の異動について本市への報告が行われていないものがあった。 その中には、故障し、修理不能となった本市の備品の代替の備品を購入する際、「取替修繕」として修繕費で執行し、指定管理料の修繕費に算入され精算されていた事例もあった。 (事例) 備品購入において本市備品管理簿への記載及び本市への報告がなかったもの 財団は、本市の備品購入については、修繕ではなく備品購入の手続きとして行うとともに、適正な会計処理、備品管理、必要な報告を行うべきである。 本市所管局は、修繕費の執行及び備品の管理につき必要な確認を行うとともに、備品の購入の際に確実に備品管理簿に記載することにより適正に備品を管理し、備品の異動について定期的に本市へ報告を行うよう、指定管理者を指導するべきである。		
⑤ 規程等の徹底 財団は、平成 24 年度より公益財団法人に移行し、会計処理についても公益法人会計基準に基づいた処理を行っているが、今回の監査において規程や会計処理に関する指摘事項があった。 当年度より指定管理者として神戸アートビレッジセンターの管理運営も開始するなど組織の変更もあったことから、規程等の必要な見直しを行ったうえ、文書・会計事務等における相談支援体制を整備して徹底を図るべきである。	規程の見直しについては、文書・会計事務のみならず、全体の見直しを図り、平成 31 年 4 月 1 日施行する。	措置済
(4) 意見 ① 規程の整備について ア 専決規程の見直しについて 財団の専決規程別表第 2 には契約の	規程の見直しについては、専決規程の	措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
変更に関する専決区分の規定がなく、他にも専務理事不在時の取り扱いや、労働者派遣契約、定例的支出などで専決区分の規定がなく、決裁区分が明確でないまま決裁が行われており、同種の決裁でも決裁区分にばらつきがあった。 専決規程に必要な規定を加えるなど、規定内容の見直しを検討されたい。 イ 小口現金取り扱い要領の改正等について 財団では、事務効率化のため、会計規程第 22 条で小口現金を設けており、小口現金の定額（限度額）、支払対象、事務処理については「小口現金取り扱い要領」で必要な規定を定めて管理しているが、上記規定に合致しない事例があった。 「小口現金取り扱い要領」については、財団の現体制に対応した改正等により、限度額以外の規定内容も含めて、会計規程に適合した事務になるよう検討されたい。	みならず、全体の見直しを図り、平成 31 年 4 月 1 日施行を行う。 小口現金取扱要領については、平成 30 年 12 月 1 日施行で改訂を行った。	措置済
② 現金の管理について 財団が指定管理者となっている区民センターや葦合文化センターでは、貸館事業、随時講座による収入のほか、コピーサービスの提供、付属設備であるロッカー使用料や自主事業にかかるチケット販売等による収入がある。 収入の額については、次のような事例があった。 （事例）コピーサービスの提供による収入、ロッカー使用料について 1 か月保管してから金融機関へ入金（当該 1 か月の収入を翌月初日にまとめて入金）している事例 （事例）チケット販売による収入について、前売り販売当初から上演当日の販売にかかるすべての販売総額を 1 ヶ月以上にわたって現金で保管し、まとめて入金している事例	現金の取扱いについての注意喚起を職員研修にて行った。 平成 31 年度中に取扱いマニュアル等を作成し、適正な管理について改めて統一的に対応を取りまとめる。	措置方針

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
チケット類については区分したうえで入金しているとのことであるが、結果的にセンター等で保管する現金が多額になる場合もあると考えられる。現金事故とならないよう、センター等における統一的な現金保管期間をマニュアル等で定めたい。可能なものは早々に金融機関に預金することを検討されたい。		
③ 指定管理業務に係る修繕等について ア 修繕費等の精算項目について 財団が指定管理者となっている指定管理施設の指定管理者協定書中、「施設及び設備の維持管理に関する仕様書」では、「修繕とは、施設及び設備の劣化や損傷部分、機器の性能又は機能を原状あるいは実用上支障のない状態まで回復させること」とされている。 財団は協定書に基づいて指定管理施設の修繕を行い、年度ごとに精算しているが、修繕実績の中に、上記の定義に合致しないと考えられる事例が含まれていた。 本市所管局は、協定内容に基づき指定管理者からの報告内容を確認したうえで、修繕費予算で必要な修繕を可能な限り実施するよう財団を指導された。 イ 修繕工事の請負業者決定について 財団では協定書に基づき指定管理施設の修繕を行っているが、財団の契約規則では 250 万円を超えない工事又は製造の請負契約は随意契約の方法により契約を締結できることとされている。 しかし、平成 29 年度の指定管理施設における契約金額 250 万円を超える修繕工事（別途修繕協定による実施分を含む）については、財団では、いずれも入札による請負業者の決定は行われず、競争見積合わせを実施して、随意契約により請負業者を決定していた。 契約規則の規定によると、上記事例	神戸市と改めて協議を行い、適正な管理について確認を行う。 職員研修により、随契及び見積もり合わせでの業者選定の場合の理由の明記について徹底するよう周知した。	措置方針 措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
においては、理事長が財団の事業運営上必要があると認めるときを除き、随意契約で請負業者を決定することはできないと考えられるが、契約決裁文書には随意契約とした理由等は記載されていなかった。 財団は、随意契約を締結する場合は、契約規則の規定の適用内容を明確にされたい。 本市所管局は、これら修繕工事の実施方法について検討されたい。		